

総務文教常任委員会記録

平成28年5月24日

【開催日】 平成28年5月24日

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午前11時10分～午後1時40分

【出席委員】

委員長	河野 朋子	副委員長	中島 好人
委員	大井 淳一郎	委員	岡山 明
委員	河崎 平男	委員	笹木 慶之

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

議長	尾山 信義	副議長	三浦 英統
----	-------	-----	-------

【執行部出席者】

総合政策部長	川地 諭	公営競技事務所長	上田 泰正
公営競技事務所 長補佐	湯浅 隆	公営競技事務所主 任	中村 潤之介
総務部長	今本 史郎	総務部次長兼総務 課長	岩本 良治
総務課主幹	石田 隆	総務課法制係長	野村 豪
税務課長	藤山 雅之	税務課課長補佐兼 固定資産税係長	伊與木 登
税務課固定資産税 係主任	梅田 典子		

【事務局出席者】

事務局長	中村 聡	主査兼議事係長	田尾 忠久
------	------	---------	-------

【審査内容】

- 1 議案第54号 平成28年度山陽小野田市小型自動車競走事業特別会計補正予算(第1回)について(公営)
- 2 承認第2号 山陽小野田市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の一部改正に関する専決処分について(総務)
- 3 承認第3号 山陽小野田市税条例等の一部改正に関する専決処分について(税務)
- 4 承認第4号 山陽小野田市都市計画税条例の一部改正に関する専決処分について(税務)

午前11時10分開会

河野朋子委員長 それでは、ただいまから総務文教常任委員会を開会いたします。付議事項 1 番、議案第54号 平成28年度山陽小野田市小型自動車競走事業特別会計補正予算(第1回)について。それでは執行部の説明をよろしく願います。

上田公営競技事務所長 それでは議案第54号平成28年度山陽小野田市小型自動車競走事業特別会計補正予算(第1回)について説明いたします。議案の説明書を御覧ください。1ページを御覧ください。今回の補正は、平成27年度の決算見込みについて、歳入が歳出に不足する見込みでありますので、地方自治法施行令第166条の2の規定に基づき、平成28年度の歳入を繰り上げてこれに充当するものであります。予算書1ページの中の第1条にありますように、歳入歳出総額に、歳入歳出それぞれ9億3,500万円を追加し、歳入歳出予算総額を歳入歳出それぞれ94億3,449万2,000円とするものであります。続いて予算書5ページ、6ページをお開きください。上段の歳入のほうですが、歳入では3款諸収入、2項雑入、1目雑入、1節雑入に歳入欠陥補填収入として、9億3,500万円を新たに計上し、その下の欄になりますが、歳出では、4款前年度繰上充用金、1項前年度繰上充用金、1目前年度繰上充用金、22節補償、補填及び賠償金に前年度繰上充用金として、平成27年度の歳入歳出不

足額に充てるため、9億3,500万円を新たに計上しております。次に、決算見込みについて、B4でお配りしております資料に基づいて説明いたしたいと思っております。まず、資料1のほうですが、縦型のほうになります。まず資料その1のほうから説明いたします。まず1番の平成27年度歳入歳出決算でございますが、平成27年度の歳入歳出決算見込みは、歳入の69億2,916万4,000円と前年度繰上充用金及び基金積立を含む全体の歳出78億6,136万6,000円の差引きが9億3,220万2,000円となります。この「歳入が歳出に不足する額」が、平成27年度末の累積赤字見込額となり、繰上充用を行うため、9億3,500万円の補正予算を今回計上することになりました。2の平成27年度単年度収支について。平成27年度の単年度収支については、歳入が69億2,916万4,000円、歳出が71億2,433万9,000円で、差引き1億9,517万5,000円の減が見込まれます。次に、3つの累積債務について説明いたします。まず、3としてJKAになりますが、JKA1号、2号交付金猶予分の返済についてですけど、平成26年度中に国や関係機関との協議、調整によりまして、返済の平準化措置を図ったことによりまして、平成27年度には1億3,000万円を返済し、残額は26年度末で4億900万あったものが、2億7,900万円になっております。リース料については、これも平成26年度中に関係機関との協議、調整により、返済の平準化措置を図ったことによりまして、リース料は、平成26年度末は8億4,384万6,000円ありましたものが、平成27年度は7,671万3,000円返済し、残額は、平成27年度末は7億6,713万3,000円になっております。それから三つ目の累積債務の、5として累積赤字額が出ておりますが、これは平成26年度末で7億3,702万7,000円ありましたが、平成27年度の累積赤字額は、先ほど言いました2番の単年度収支の減がありますが、この額が入ることによりまして平成27年度末の累積赤字見込額が9億3,220万2,000円となります。したがって、三つの累積債務の状況ですが、6、三つの債務解消額ということになっておりますが、平成26年度末の三つの債務の総額、これが19億8,987万3,000円ありましたが、平成27年度1,153万8,000円の債務解消によりまして、平成27年度末の三つの累積債務の合計額が19億7,833万5,000円となっております。次に基金の状況ですが、7、施設改善基金ということで、平成26年度末では5億3,084万6,000円ありました。平成27年度には、利息10万8,

000円を積立て、また走路改修経費のため、7,500万円を取り崩しております。その結果、平成27年度末の施設改善基金見込額は4億5,595万4,000円となっております。次に8、財政調整基金についてですが、平成26年度末で1億1,593万6,000円ありました。平成27年度は利息2万3,000円を積立て、平成27年度末の財政調整基金見込額は、1億1,595万9,000円となります。次に、その裏の資料その2について説明いたします。黒丸の開催に係る収支として上の大きな枠組みがございます。これについてですが、まず左側の歳入の部分、これについて、勝車投票券売上収入、返還金1億円を含むとありますが、65億4,198万7,000円、それから主なものとして場外発売事務協力収入2億6,462万7,000円などの歳入合計、歳入の一番下になりますが68億5,403万3,000円から、右側の歳出、②に2番目のは義務的経費というのがございますが、ここの経費、勝車投票券払戻金、それからJKA交付金等の支払い、そういう部分を含めて義務的経費の合計というのが備考欄のほうに出ておりますが、46億9,949万7,000円。それと③の開催経費、ここは競走会業務委託料、場外発売事務協力費、選手賞など、それから市の収益保証額5,000万円を含む額、これが開催経費の合計というのがまた備考に出ておりますが、17億487万9,000円。それから⑤の包括的民間委託料4億4,965万6,000円となりますが、これを差し引いたものが歳入歳出、一応ここはゼロになっております。次に開催以外に係る収支として⑦の基金繰入のほうですが、施設改善基金繰入金7,500万円については、右側⑧の走路改修分の委託料分7,500万円に充当となります。それから、また戻りまして⑦の基金繰入の5段目、市への収益保証5,000万円というのがございますが、主にこういった経費は職員の人件費等の経費になりますが、右側の8番の一番下のほうになりますが固定経費、3,038万8,000円、そしてその上になります地域公益事業、特例交付金の支払いの下になりますが807万3,000円。これに充当され、残りの収益保障の差額分1,153万8,000円が累積債務の解消額になります。また、⑧の歳出の中で、まだ言っておりませんがJKA特例交付金支払、いわゆる猶予分の返済、これが1億3,000万円ございます。それからリース料の返済7,671万3,000円、それから下のほうに前年度繰上充用金、いわゆる平成26年度末累積赤字額、の7億3,702万7,000円を加えた歳出の合計額と左側の歳入額の

差が黒三角の9億3,220万2,000円。これがいわゆる平成27年度末の繰上
充用額、平成27年度末の累積赤字額となります。それから下の6段の段の数字
になりますが、一番上の上段にありますJKA特例交付金の支払1億3,000
万円とリース料返済7,671万3,000円の債務解消額の計2億671万3,000
円が示してあります。これから先ほど言いました収益保証額からの累積債務の
解消額、3段目に1,153万8,000円がございいますが、これを除いた額が2段
目の単年度収支額、赤字額となり、三角出ておりますけど1億9,517万5,00
0円となります。これが資料2の説明です。それから資料3として、平成27年度3
月まで、昨年4月から3月までの各場の売上額の状況の資料でございませ
う。これはJKAが出しているものでございませうが、一番下に山陽場がござい
ませう。一番下は合計がありますが、そのところで開催日数45日、下の段の46
というのは前年度の開催、そもそも開催日数は46ですが、雪の中止によりま
して1日減になっております。それで総車券売上額が65億1,824万4,100
円ということになっております。前年度の94.5%ということで、前年度約69
億売上げがございました。今回この65億になったことにつきましては、昨年
の4月開催のG I 平成チャンピオンカップで走路破損によりまして不成立等
によりまして10、11、12とレースを不成立にしております。そういった関係
の売上減、約9,000万円ほどあるんじゃないかと判断しておりますが、それ
から特別G I での平成26年度の特別G I との比較によりまして、やはり雨等
によりまして、やはり7,000万円等の売上減がございませう。それから1月
の普通開催での雪での1日の中止の売上減、やはりこれは約1億円規模の減
額がございませう。そういったものの原因によりまして売上げが65億となっ
ております。ずっと右側に行きますとそれぞれ車券の売上額の内数も出て
おりますが、本場の構成が10.2%になっております。それからオフィシャル
の電話投票、民間ポータル、オフィシャルの電話投票が25.13%、民間ポ
ータルが12.42%、これはもう全体の傾向としてございませうが、それ
から場外発売のほうにつきましては場間場外、いわゆる山陽のほうで言いま
したら川口場、伊勢崎場等で売っていただく額、やっぱりここが率が高くな
っております。49.25%。それから専用場外、いわゆる今サテライト、いろ
いろ拡充しておりますが、そういったところの発売が約3%になってござい
ませう。今後はこの率がまだまだ上がってくるのではないかと考えてござい
ませう。それから本場一

人当たりの平均購買額が約1万ということになっております。本場の入場者は前年度、これは前年度と比べるとやはり1日中止しているという関係で92.4%になります。1日平均の入場者も1,464人となっております。大体その辺りが平成27年度の売上げの状況です。以上、繰上充用の議案関係、それから議案関係、それから資料のことについて説明を終了いたします。

河野朋子委員長 説明は以上でいいですか。はい、ありがとうございます。それでは質疑に移りたいと思いますが、資料に沿ってしたほうがいいですかね。資料のほうから質疑を受けたいと思います。決算見込み全般、もう数字が出ていますのでその辺について質疑を受けたいと思います。

大井淳一郎委員 本会議でも質問がありました三つの債務についての内訳という質問だったんですが、それは数字として挙がっているし、繰上充用という対応自体は致し方ないと思うんですけども、今後この三つの債務がどのようになっていくのか、あるいはこれまでどうだったのかという全貌が委員会に示されていないんですよね。予算委員会でもこの点を指摘し、次の委員会にはそのような資料を提出したいという答弁があったと思うんですが、今回ないのでちょっとその辺を答弁いただきたいと思います。

上田公営競技事務所長 三つの累積債務の状況について、これまでの経緯、今後についてどうかということが主な内容だと思いますが、その辺について回答したいと思います。三つの累積債務、先ほど説明いたしましたとおり、JKA交付金の猶予の返済、リース料の残、それと累積赤字を加えた分が三つの累積債務ということに説明しております。これについては合併後三つの累積債務が一番ピークで、約35億円あったものがこれまでいろいろ民間委託等を行う関係の効果もありまして半分近くの44%相当、約10億2,700万円の解消を行っております。今後もこの三つの累積債務の解消ということで行っていくようにしております。平成26年度は約1,030万、そして平成27年度は1,160万ということで三つの累積債務を解消しているわけなんです。委託内容が変わったこと、それから売上げが特に平成27年度は非常に厳しかったということがあって、そういったと

ころになっておりますが、今後についてのことなんですが、もちろんこの三つの累積債務として解消していくことが第一の目的なんですが、まず累積赤字のほうについては、やはり交付金の猶予等、それからリース料もございますのでそういった部分で累積債務の解消額のどこまで解消できるかにもよりますが、26年度、27年度の規模になりますと、やはりどうしても累積赤字が増える傾向が予想されます。ただ、その増える累積債務のうち、これまで説明しておりますが、JKA交付金の猶予については平成28年度、今年度と29年度までの返済になりますので、その後平成30年度からについてですが、累積債務の合計は累積赤字とリース料の残のみとなりまして、平成30年度からはこの二つの累積債務に集中して債務の解消を図っていくことになります。28年、29年度については、リース料の返済、議場でも説明いたしましたが、約7,600万の返済がありました。これについてはオー振協との協議によりまして半分の額で調整しております。ただ、30年度からまた7,600万の支払いに戻るということで、やはりこれを解消できるぐらいの累積債務の解消ができるようなそういう努力をしていきたいというふうに考えております。現在……。

河野朋子委員長 済みません。ちょっと答弁の途中ですけれど、今質問があったのは、これは前回の委員会の中でも指摘があったので、私も念押ししたんですけれども、やはりそういった返済計画をきちんと形にして示してほしいという、今、口で言われてはいますけれども、その辺りの返済計画を作って示してほしいということ。これを以前指摘して、それは今後作りますというようなことを答弁されておりますので、大井委員のほうから、その件については今回示されておられませんというような指摘だったので、言葉の説明はもう十分、以前も聞いておりましたので、繰り返しになりますので、ちょっと途中で申し訳ないですけど、こういった3点の累積の債務を持っていますが、今言われる中で累積赤字額がどんどん増えていくため、こういった計画自体を示すことが難しいというようなニュアンスで受け止めたんですけど、その辺はどうなんですか。きちんとした計画を示すこと自体が難しいのか、その辺りを説明していただかないと、出してくださいといったものを出していないので、どうですかという質問でしたので、そこを明確に言っていただいたほうがいいと思います。お願いいたします。

上田公営競技事務所長 済みません。長々と説明しまして。計画については、今年度、28年度については、これまでと違い、新年度予算でかなり予算的にも売上げが確保できるということで、4月のほうについても、4月の開催についても予算の試算以上に売れております。私たちとしては一応今後のシミュレーションとして、ある程度の数字は出せるんですが、やはり今後6月、5月末の普通開催もございますが、6月の実質の売上げ状況を見て、検証することによって、今後の方向性を固めていきたいと思っておりますので、ちょっとこの5月の臨時議会には、ちょっと出しにくかったんですが、今後の議会の中で出せるように努力していきたいと思っております。

大井淳一郎委員 口頭での説明だったので、委員長のほうからあったんですけども、今回は無理だとして、いつぐらいにそのような形が出されるのか、お答えいただければと思います。

上田公営競技事務所長 9月になりましたら、平成27年度の決算額も確定します。それと、その時期になりますと28年度の、ある程度、半年はたっていませんけれども、そういった状況も見込まれるので、そういったところを見て、出せるところで出すように、はい。非常に売上げ的に確かに見込まれる部分は、今私たちもすごい判断しているんですよ。各場もどうして4月2、3、4売れたのか。こういうことをしたんだという、よその問合せもあります。平成チャンピオンカップG Iも予想以上に売れたということで、それについての分析もしているわけですが、そういったことも踏まえて、確実な、確実といいますか、ある程度今後の方向性がちゃんと見極めるようなところが見えるように、9月までには、その辺は出せるように準備していきたいと思っております。

大井淳一郎委員 このように質問するのは、議会報告会中で市民のほうから、特に小野田側なんですけど、もうそろそろ船橋も閉めたし、うちも閉めたらどうかということと言われるんですよ。それに対して累積債務があるという事実を示した上で、今後はこのような形で返していくということが説明できないんですよ。形になるも

のが。だから言ったわけでございます。ですので、速やかにそのような形を示していただいて、本当にこのオート事業を続けていくべきなのか、ここでやめたほうがいいのかというようなことも含めて考えていかななくてはいけないと思うんですが、その点はいかがでしょうか。何て言うか、いつになるかというあれになるんですが。ですから、はっきりした形になるものを作りたいお気持ちは分かるんですけど、現時点でのシミュレーションというものはある程度推測できているわけですから、それを出してもらわないことには、委員会としても判断に悩むわけなんですよね。その辺を踏まえて、ちゃんと速やかに出していただきたいんですが、6月とか9月に出すことは不可能なんですかね。その点いかがですか。ずっとこのような形ではっきりしてから、はっきりしてからと言って示されてこなかったわけなんですよ。私がここに来る前から。ですから、ここで明確にさせていただきたいんですが、方向性を。いかがでしょうか。

上田公営競技事務所長 今、日本写真判定と委託事業をしているわけですが、今後29年度以降の方向性もございます。これについては平成27年度末の精算が出たばかりですので、今後に向けて、平成29年度の方向性も非常に重要であります。そういったことも踏まえるところもございますので、そういったことを考えると、やはりどうしても時期的には9月の頃になると思いますので、その辺も踏まえて、それに向けて準備していきたいと思っております。

河野朋子委員長 今、契約のことが少し触れられましたけれど、日本写真判定との契約は3年ですかね。3年で、今年度が最終年度になるんですよね。今後の方向性というのは、今の段階では白紙ということよろしいですか。確認です。

上田公営競技事務所長 前回3月の新年度予算のときにも説明いたしましたが、現場を含めて本社のほうとしても、意向的には今後もやっていきたいという意向は確認しているんですが、ただ、この29年度の委託事業。どういった方向性にしていくのかということについては、まだ正式に協議する段階に入っておりませんので、今ようやく27年度の、そういった部分の精算ができたというところがございますので、今後そういう協議していくことになると思いますので、そういった状況で

す。

河野朋子委員長 はい、分かりました。ほかに質問はありますか。

中島好人副委員長 いわゆる歳出に対して歳入が不足しているということなんでしょう、9億3,000万。その理由について明確にね。議案説明では借金、JKAとリース料を払うために使うみたいなことだけれど、それだけじゃないでしょ。だからその辺、ここで見ても、先ほどの1の説明を見ても、1億3,000万ですよ、JKAには。あとリースには7,600万ですよ。累積赤字は今度は逆ですよ。だから、もう少し9億3,000万円の不足した分について、また9億3,000万繰上充用した、それはどういうふうに充当していくのか、その辺をちょっと分かりやすく言ってもらえればと思いますが。

上田公営競技事務所長 中島副委員長が言われました内容ですが、まず、繰上充用額9億3,220万2,000円。繰上充用額9億3,500万というのは、いわゆる累積赤字額の平成26年度末、前年度の累積赤字に単年度の累積赤字額が加わった合計の額ということがまずございます。この累積赤字額があるということと、これは今資料1で言いますと5番に累積赤字額というのがあります。そこに9億3,220万2,000円というのがあります。それと三つの累積債務というのが、いわゆるJKAの1号2号交付金の猶予分というのがございます。これは1億3,000万払っています。アというのがあります。1億3,000万払いました。それからリース料のところ、イというところで返済額7,671万3,000円がございまして。これがイというのがあります。そして今言いましたウ、これがいわゆる単年度の累積赤字額となります1億9,517万5,000円。これの合計が下のほうになっていますけれど、この中にいわゆる債務の解消額になるわけですが、要は三つの累積債務に債務の解消額、先ほど言いました単年度で1,153万8,000円。それから昨年度が1,030万ですが、そういうのを全部加えた中で、その債務の解消額がなければ、この三つの累積債務が減らないんですけど、この1,153万800円があるために、この前年度、先ほど言いましたア、イ、ウの合計が、三つの総額が19億8,987万3,000円であったものが、今回1,153万8,000円改善され

た状況で19億7,833万5,000円になります。

中島好人副委員長 要するに返済がなければ、どうなのか。返済がなかったらどうなると言ったら、三つのア、イ、ウで結局1,100万ほどプラスになってると返済がなければ1,100万ほどプラスになってるといふうになる。それかその9億3,000万との関わりね、これを入れてから、9億3,000万を充ててからの1,100万なのか、その辺のところはどうなんですか。

上田公営競技事務所長 もう少し分かりやすくなるかどうか分かりませんが、説明すると単年度の今言いました9億3,220万2,000円の中には、これまでの累積赤字とそれから単年度の先ほどから言っております2番目のところの単年度収支の赤字額1億9,517万5,000円があります。いわゆる先ほど言いました三つの債務の解消額1,153万8,000円。これが累積赤字の解消になってると。単純に言えば、そういうふうになります。残りの支払い、これは基金とかそういうものに充当しておりませんので、そうは言っても法に基づいて今、払ってる分それからリース料は、契約に基づいて払ってる分がございしますが、この分がそのままマイナスになるというところがございします。累積赤字額に上がってくるということになりますので、そういったところで今年度28年度もそういった交付金の猶予額、それからリース料の残の返済という部分が、そういったところにまた加わってくるということになります。

河野朋子委員長 結局売上げはですね、27年度の決算見込み額が示されてますけれども、予想どおりということでもいいんですか。予算の数字とちょっと違うようですが。どうなんですか。

上田公営競技事務所長 やはり同じ46日と言いますと、前年度平成26年度のいろいろな日程構成からすると、ほとんど普通開催の、開催の構想も変わってませんので、1日減ったとはいえ、26年度が69億でございましたので、一応私たちは69億が最低ラインと思ってましたので、65億というのは、かなり厳しい数字になったというふうに判断しています。

河野朋子委員長 確認ですけど、3月のときに少し売上げについても今後伸びるであろうというような予測をされて、最終的に65億という数字ですよ。27年度の当初予算が、79億で組んでますよね。その辺りの誤差ですよ。それはなぜこうなったのかというようなところが、多分売上げがどうなのかという観点をちょっと指摘されたと思うんですけど、その辺はどのように検証されてますか。

上田公営競技事務所長 やはり予算措置をするためには、いろんな歳出との関係がございます。そういった部分で、どうしても払戻金等いろんな経費との払える形の売上げというのが、どうしても計上しなければならないということで、そうは言ってもそれは26年度と同等、同じような考え方です。ただ27年度については、いろいろ売上げをもちろん伸ばす方法は、やってきたんですが、いろんな先ほど言いました平成チャンピオンカップの、いろんな道路の破損等による売上減というのは、関係で65億となっております。やはりこれまで言っておりますとおり69億がある程度最低ラインでありまして、これがある程度予算規模ではないにしても、70億を超える数字であれば、ある程度その状況というのが、いろいろ委託料にも反映するとは思いますが、今回ちょっとその辺りからすると、やはり売上げ的にはちょっと厳しい数字にはなってると思います。繰り返しますが、その代わり28年については、いろんな意味で日数も増えておりますし、休日の開催も増えておりますので、その辺りは反転してやっていくようには努力していきたいと思っております。

岡山明委員 私のほうからちょっと前回3月の分も同じよう質問をしたんですけど、リース料28年、29年、半額にすると、そういう話で、今回今年の方は7,600万という形なんですけど、その3,800万半額にするって、借金と言ったらおかしいんですけど、そういう部分を考えたときに、先延ばしという表現と言ったらおかしいんですけど、単年度の収支の部分で、どうしてもという形があるんでしょうけど、今年見た状況で、昨年度の見た状況で、やっぱり全く一緒ですよ。売上げのほうから見ると、2ページの金額から見ると、去年のが84億9,000万という形になってるんですね。そんなに売上げも変わってない。今年のほうがいいと。昨年

のほうが良かったような形なんですけど。そういう状況の中で、なおかつ借金返済も1,000万返してると。そういう状況の中で、リースを半額にするという、その趣旨自体は、これはあくまでも写真判定さんの3年の契約があると、そういう状況の中で、ある程度配慮された形の半額という形のなっとるんですかいね。その辺ちょっと確認したいんですけど。

上田公営競技事務所長 このリース料の返済についてはですね、開催外に関わる収支でございますので、委託料への影響はございません。これについては前回3月のときも説明申し上げたと思うんですが、このリース料を半額にしたからと言って、支払額は先延ばしにはなりますが、いわゆる結果的に出てくる累積債務の解消もしながら、結果的に累積赤字額に反映するところの額が、何も措置をしなければ7,600万がそのまま累積赤字に出てくるんですが、それが半分程度、ここで28、29年度のところでは、入ってこないというところで、できるだけそういった結果的に出てくる小型会計の累積赤字額の繰上充用額というのを、できるだけ、表面的といえ、そうかもしれませんが、結果として出てくる額をできるだけ少なくするために、そういう措置を行ってきたところですよ。

岡山明委員 言われることはよく分かるんです。そういう状況だから、さっき大井委員のほうから話があったように、今後の山陽オートの考え方、そういう状況の中で、これは半額にするということで、それは負債に関しては、あくまでも三つの大きな債務が重なってますので、そういう今の状況で、毎年1,000万ぐらいの状況で、減ってるというのは、それは認めてます。でもさっきの話からいくと、じゃ山陽オートの今後の展開を巡る状況の中で、じゃあこの債務を極力小さくしたいと。そういう考えが私から見たら、リース料じゃないですけど、極端な話、JKAのほうのお金をそれぞれ半分にしてもらえば、すごい助かるという状況なんでしょうけど、じゃあ借金自体が、先延ばし、先延ばしという状況になると、いつまでたっても、例えばオートの閉鎖という状況になったときに、三つの債務がそんなに減ってなかったと。そういう形も見受けられるんじゃないんですかね。その辺はちゃんと先ほどお話戻るんですけど、そういう全体的にそういう考え方をもって、三つの債務の返済という、こういう考え方は、またさっきと同じようになるんですけど・・・。

河野朋子委員長 済みません。ちょっと論点整理してもらっていいですかね。結局トータルでは金額は変わらないんだけど、リース料を少し半額にしてトータルの金額は変わらないんですけど、岡山議員は結局リース料を倍にしたらどうかという質問ですか。その辺はつきりちょっと質問されたほうが。

岡山明委員 リース料はそのまま7,600万でいいんでしょうけど、今回来年、再来年で半額になりますよね。

河野朋子委員長 それ28年度の予算の件ですよ。それはもう3月議会でちょっと今答弁もいただいているので、そういう理由で半額にしてトータルで少しずつ累積赤字額が余りにも高額にならないようにという説明があったと思うんですけど。

岡山明委員 その辺は単年度の収支の部分でどうしてもあるんでしょうけど。

河野朋子委員長 質問をちゃんと明確にさせていただいたほうがいいかもしれませんけど、いいですか。ほかにありますか。

笹木慶之委員 ちょっと視点を変えてお尋ねしますが、今この繰上充用に関する数字的な動きはよく理解しました。問題は4月以降に私が見た範囲でも先ほど発言がありましたかなり売上げが伸びているような形が見えますが、今分かっている段階だけで数字的に多少説明できますかね。どのくらい伸びたかというのが。

河野朋子委員長 28年度分の4月、5月分の件ですか、が分かりますか。昨年度比で分かればお願いいたします。

笹木慶之委員 ちょっと併せて資料があればですからね、それなぜ申し上げるかという先ほど来から話になっておりますが、トータルの赤字解消が変わらないと。例えばリース料が半額になれば赤字、いわゆる累積赤字のほうがその分だけ減るわけですからね。ということで、いろんなテクニックを講じてといいんですけど、それ

を超えるということは何かというと売上げが伸びないと超えないということですね。
それが気になるので、聞いているわけです。

河野朋子委員長 分かります。それで分かれば。

上田公営競技事務所長 お待たせしました。今年度4月、先ほどから言っておりますが、4月の最初の開催、4月2、3、4で普通開催ございました。予算を組んだときには全体の額、平成28年度は売上額79億ということで予算を組んでおりますが、そのうち普通開催は3億8,780万、約3億8,780万を見込んでおりましたが、試算しておりましたが、実際にこの普通開催の額が4億200万、約4億200万ということで、予算より1,900万ですか、それぐらい済みません1,400万ですね、それぐらい実績としては上がっております。それからG I 第22回の平成チャンピオンカップ、これも4月にG I がございました。これは予算では10億1,700万ということで、なかなか10億というと平成25年のスピード王以来ない数字でちょっと10億は厳しいかなという当初の見込みはあったんですが、これは実際売上げ5日間の合計の売上額が10億2,463万8,000円ということで、やはりここも700万程度ですか、それだけの伸びがあったということで、なかなか予算の試算以上に今まで売れるということがなかったものなので、ちょっと私たちが今後の展開について、特に現場、日本写真判定のほうは自信を持っておりまして、そうはいつでもいろんな状況でいろんな要因が入ってくるので、今後のことはそれなりに厳しく見ていかなければなりませんけど、そういった意味で今後の普通開催それからG II、それからいろんな特別企画でやるレースというのをやっぱり今後の実績も踏まえてどんどんやっていきたいと考えています。

笹木慶之委員 今これ本場のことなんですが、他場においては多少傾向は資料持つておられますか。よその場の売上げがどんな動きをしているのか。

河野朋子委員長 他場の状況ですか。

笹木慶之委員 他場はね。業界そのもののことが知りたいんで、他場がどういう状況か

というのが分かれば、分からなかったら結構です。

上田公営競技事務所長 他場といえますか、全場の資料として先ほど今資料3で示した部分でですね、見るとどうしても前年度の比較でいきますと、浜松とかは総売上げのところでは98.8%、そういったところがございます。うちが94.4%ということで、そういったところでほかのところは何とか100%を超えた、平均合計額、全場の合計額が101.5%。

笹木慶之委員 ちょっとポイントが。

河野朋子委員長 4月、5月の話ですか。

笹木慶之委員 同じ、いわゆる本場が増えたということの。

河野朋子委員長 山陽場の先ほどの状況言われましたけど、ほかはどうですかということですが、分かりますか。

笹木慶之委員 関連してよそはどうなんですかということ聞いているんです。分からなければ結構ですよ。

上田公営競技事務所長 ちょっと今答えになっているかどうか分かりませんが、一つの目安として先日浜松のG I がありました。浜松のG I についてはうちのG I では10億を超えたんですけど、10億を超えてない、9億台の数字でした。ただ浜松についてはその前年の、平成26年の浜松のG I がたしか売上げがもっと悪かったと思いますので、その分全体的な傾向としては、いい部分もあり、ちょっと厳しい部分も普通開催のところではあるような気はしております。ただもう一つ、一つの目安としてオートレース船橋というのが、船橋がなくなった後できておりますが、この売上げというのが今やはりあそこそうは言っても都会にありますので、500万から600万、700万というような一日で売上げを出しております。うちの平成チャンピオンカップのときも土曜日、日曜日は500万、600万の売上げ希望

でしたけど、最終日優勝戦のときに1,000万売っておりますので、その後飯塚のSGでも1,000万から1,200万という数字でオートレース船橋も売っておりますので、そういったところで見ると、いろんなところでいい部分も悪い部分もありますが、今後よく見ていかなければなりませんけども、いい実績のところもあるけど、特に普通開催3日間開催とか4日間開催のところでは、ちょっと厳しい場もあるようなところですよ。

河野朋子委員長 ほかにありますか、質問。

河崎平男委員 この小型自動車競走事業について公営競技事務所等については大変だと思いますが、売上げ等のそういう見込みとか、入場者数の見込み、ほとんど減っている状況の中です、公営競技事務所だけの考えでやっているのか、または企画、財政も含めて協議等はなされているのか、ちょっとそういう構造改革についてどれまで話をされているかちょっとお聞きしたいんですが。

川地総合政策部長 今後の特に売上げの関係ですけども、現在の本場開催、場間場外以外に専用場外の積極的な誘致ですとか、また新たないろんな売上げ向上策もいろいろと考えてます。これにつきましては公営競技事務所だけではなくて、総合政策部の中でまた市長と話をする中で、全体として今いろいろ詰めておる状況ですので、決して公営競技事務所だけで動いているという状況ではございませんので、その辺御理解をいただきたいというふうに思っております。

河野朋子委員長 今回包括的民間委託料、これについてここによれば4億4,900万でいいんですかね。当初の3年の契約のときに6億5,000万というような提示がされておりましたが、今回は売上げのそういう見込みによって、4億5,000万弱ですか、となったということよろしいですかね。その辺について。今後これどういうふうに考えたらいいかとか今後の考え方です。その辺。

上田公営競技事務所長 包括的民間委託料のことなんですが、これについては今委員長言われたとおり当初の年度契約で6億5,000万ということで、年度契約を

当初しております。その後平成27年度の開催収支の決算見込みの段階で精算することで、両者で協議し、その結果市への収益保証5,000万を確保した上で委託料がこの4億4,966万となっております。今後についてまず平成28年度についてはまた同じように年度契約6億5,000万となっております。今後また先ほどから言っているとおり売上げが確保できましたら、この委託料というのが当然こういう4億台ということではなくて、ある程度最低でもこの6億は確保できるような数字になるのではないかというふうには考えておりますので、日本写真判定としても今後委託事業、お互いに売上げを伸ばして委託料も確保できる、それから市の収益保証も債務の解消額が1,000万ではなくてもっと増やすことができるように努力していけるように今後進めていくようになります。

河野朋子委員長 といいますのが、日本トーターとの契約のときの民間の包括的委託料が4億円ちょっとぐらいでそういった経緯もあるので、この包括的民間委託料をここまで落としたことに対して委託業者との協議が今後どのようになるのかというのが少し不安を感じたので、そういった質問したわけですが、伸びれば6億とかそういうふうになるんですけども、今後そういったことも含めて業者との交渉、いつぐらいからそれ入られるのかさっき言われてましたけど、決算を見込んでというふうには言われてましたけど、その辺の行方を少し不安なので質問しますが、どうでしょうか。

上田公営競技事務所長 やはり今決算額出ております。今後の28年度のこともお互いに売上額についての実績とか今後の方向性についても日本写真判定と常に協議しております。今後の見込み等いろいろシュミレーションしていきながら、日々協議しているところなんですけど、今後の委託の事業については十分に先ほどから言っておりますし、関係者を含めてそれから日本写真判定のほうと今後、今はちょっとできないというか今精算したばかりですので、今後どんどん協議していくことになると思います。

大井淳一郎委員 今回27年度単年度収支を見ますと、1億9,500万のちょっと赤が出ているということが問題ですよね。いろいろ売上げが伸びないというところも主

な原因だとは思われますが、実は前回の委員会で指摘しました駐車場の件です。ね、民地を借りておおよそ全部合わせてですけど、第2、第5以外も合わせて900万ぐらい払っているということなんですけれども、この点について予算委員会でこの駐車場の借料の内訳とか位置とかそういった図面を示してほしいということ了指摘したんですが、今回も出てないんですが、これは示していただけないでしょうか。そこから少し議論したいと思うんですが。

河野朋子委員長 済みません、ちょっと12時過ぎてますけど少し延長させていただいていいですかね。お願いします。

上田公営競技事務所長 済みません、それについてはもちろんこの問題については課題として捉えておるところではございますが、その辺の資料については次の委員会のときには必ず示していきたいと考えておりますので、どういった形でちゃんと示していけるかも含めて、協議してそれからちゃんと示していきたいと思えます。

河野朋子委員長 今言われたのはそんなに協議して出すようなものではなくて、場所と台数とかそういった金額とかどのような金額ぐらいになっているかということですので、以前の委員会で出していただいたこともあるので、そんな難しい資料ではないと思うんですが、どうですか。

上田公営競技事務所長 駐車場の台数、それから駐車場全体、何件地権者があって、金額がこれだけあるということですね。あまり個別にこうすると今度はそこが特定されてくるので、ある程度。(発言する者あり)9月ではなくてということですかね。

河野朋子委員長 と思うんですけど、すぐに出せるような資料と思ってあのときにも言ったし、まさかここまでまた出していただけないのかなというので少し疑問に感じられたと思います。

上田公営競技事務所長 分かりました。それは準備して出すように。

河野朋子委員長 別に次の議会待たずに資料が出来次第出していただけますか。お願いいたします。

大井淳一郎委員 駐車場のこと、駐車場自体の支出はその微々たるものなのかもしれませんが、結局この問題を考えていく上でポイントとなるのは、資料の3ページなんか見てみますと、総車券売上額というのは浜松は少しあれですけども、基本的に増えていると。これの原因というのは本場の売上げが上がったというよりは場外の売上げ、しかも専用場外ですね、場間場外ではなくて専用場外が山陽も含めて前年度を大きく上回っているんですね。場間場外が88ですから、結局行ってからほかの会場も含めてそこに行くよりは専用場外に行って買っているんですね、ですから売上げを上げてお客さん増やして駐車台数も増やしていきたいという答弁が以前あったんですけども、売上げが伸びることはもちろんいいんですが、売上げ伸びても駐車場が埋まるということはないのではないかと、余りないのではないかとというふうに思うんですね。ですから駐車場の第2、第5駐車場を中心にこれは前回少し植生の施設を回ったついでに、と言ったら怒られますが、駐車場の状況を見させてくれとお願いして回ったらほとんどなかったですね。JR通勤する用の方の駐車しかなかったということで。これもオートの利用ではないので、そういうことも含めてきちっと整理してほしい。議会報告会でも実はこのこと問題になりまして、年間900万、600万、900万いろいろ額はありますけども、これを支出し続けることが問題ではないかと、税金でしょということが結構複数の会場で言われているんですね。ですからこれを整理していかなくてはいけない。ただ買うとなると支出の問題が出てくる、その値段も問題もあるし、その買った後どうしていくのかということも含めて考えていかなくてはならないんですが、その後駐車場問題どのように進展なったんですかね。状況を教えていただければと思います。

河野朋子委員長 何か変わりがあれば。なければ以前と同じということでもいいですが。

上田公営競技事務所長 以前3月議会ということで、これについては所内では公営競

技事務所内では問題意識としてずっと捉えているところは私の所長以前からずっと、極端に言えば合併当初からずっと引き続いていることなんですが、やはりそうはいつでもそういったところも解決していかなければ、一方売上げを伸ばしていけないということもございますので、この辺についてはまだ特に具体的にどうということはないんですが、先ほど今大井議員も言われましたとおり、いろいろその施設改善基金との関係もございますので、今後のことについては十分そういったところも踏まえて考えていかなければいけないということではございません。

河野朋子委員長 特に変わらないようなそういったあれでしたけれども。ほかに何か質問がありますか。

中島好人副委員長 繰上充用金のこの間の、この度27年度は9億3,000万円ですけども、この間の推移というか、年度のこの5年ぐらいの決算、僕もこの決算初めてなんでその辺の推移というかね、分かりますでしょうか。

河野朋子委員長 今分かれば数字を読み上げていただいていいですか。

上田公営競技事務所長 今平成27年度の決算で累積赤字額を含めた額で示しておりますけど、約でいいますと平成18年度末、先ほど議場で言うたかもしれませんが、35億、ここが一番ピークだったと思いますけど、累積赤字額、JKA交付金の猶予額それからリース料の残含めた額、この合計が35億ありました。

河野朋子委員長 累積じゃなくて、繰上充用だけで言ってもらっていいと思いますよ。

上田公営競技事務所長 三つの累積債務35億のうち、累積赤字額が9億8,100万ありました。それが22年度が三つの累積額が27億5,800万、そのうち赤字額が6億7,700万、これが25年になりますと三つの累積額が約20億100万、そのうち累積赤字額が5億4,100万ということになっております。ということで26年度で三つの累積額が19億9,000万という額になっておりますけど、累積赤字

額が7億3,700万ということになったというところでございます。

中島好人副委員長 その辺については広報で市長のほうが累積赤字の大まかな数字は今報告された点があったんですけども、端的に数字的に言うにはいろいろあるじゃろうけども、要するに歳出に対して歳入が足らなかった、この度9億、9億も赤字かみたいな感覚になるからそれでその推移は26年度はどんだけ出したんだろうか、25年度は繰上充用どんだけ出したんだろうか、それは使い道はいろいろ借金に持っていくとかいろいろあるじゃろうけども、返済に持っていくとかいろいろ使い道はあるじゃろうけども、数字だけを見て判断するのもあれじゃけれども、いささか問題はあるかも分らんけども、過去はどうやったのかと疑問を持つ人もおるわけですから、私もあれやけど、その辺の数字が分かれば言うてほしいという単純な問題です。

河野朋子委員長 繰上充用額は毎年度補正予算で上げていますが、見える数字がずっと減ってきたものがいろんなからくりで少し今増えているので、一般の人が見たときに分かりにくいというような説明だったんですけど、その辺は今の三つの累積の債務を返していくことによって、トータルでは減っているけど、目に見えた繰上充用額が増えてきているというそういったことをずっと委員会としては共通認識していると思いますし、市民の皆さんにも報告会などでそういう説明を私たちもしていかなくちゃいけないと思ってますので、その辺りがそういうところではないと思うんですけど。ほかに質問があれば。いいですか。それでは質疑を打ち切りたいと思います。討論がありますか。(「なし」と呼ぶ者あり)討論なしということで、それでは本議案について採決を行います。本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

河野朋子委員長 全員賛成で本議案は可決すべきものと決しました。お疲れさまでした。それでは次の議案については、1時15分からにします。

午後0時15分休憩

午後1時15分再開

河野朋子委員長 それでは委員会を再開いたします。よろしくお願いいたします。審査内容2番承認第2号山陽小野田市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の一部改正に関する専決処分について入るんですが、その前にちよつと執行部の自己紹介をお願いいたします。

今本総務部長 4月1日の異動で総務部長を拝命しました今本と申します。よろしくお願いいたします。今日は議案の関係で総務課の関係と税務課が参っておりますので、自己紹介いたします。

岩本総務部次長兼総務課長 同じく4月1日付けの異動で総務部次長兼総務課長を拝命いたしました岩本と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

石田総務課主幹 同じく4月1日付けの異動で総務課主幹を拝命いたしました石田と申します。よろしくお願いいたします。

野村総務課法制係長 総務課法制係長の野村と申します。よろしくお願いいたします。

藤山税務課長 失礼します。4月1日の人事異動で税務課長を拝命した藤山と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

伊與木税務課課長補佐兼固定資産税係長 失礼します。税務課課長補佐の伊與木と申します。よろしくお願いいたします。

梅田税務課固定資産税係主任 税務課主任の梅田と申します。よろしくお願いいたします。

河野朋子委員長 それでは承認第2号について説明をお願いいたします。

石田総務課主幹 それでは承認第2号山陽小野田市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の一部改正に関する専決処分について御説明いたします。この度の改正は、行政不服審査法等が平成28年4月1日に施行されることを受け、先の3月定例会において当該条例の一部改正を議決していただいたところでございますが、その後、国が3月31日に、改正後の固定資産評価審査委員会条例の適用区分を見直したために、これにあわせて、4月1日付けで改正条例の附則の適用区分の改正を、専決処分により行ったものでございます。改正の内容は、専決処分前は、「固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出」について、改正条例の適用をしておりますが、これを地方税法の規定に則して見直しを行うものでございます。具体的には、改正条例が適用される場合として、まず「固定資産課税台帳に価格を登録し公示したとき」、また「価格を修正し公示したとき」、それから「価格が登録されていないことを発見し、価格を決定し、納税通知書を交付したとき、及び登録された価格に重大な錯誤があり価格を修正し、納税通知書を交付したとき」等と定め、適用区分の表現の明確化を図ったものでございます。説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

河野朋子委員長 ありがとうございます。それでは質疑を受けます。何かありますか。

笹木慶之委員 大変難しい、厄介な表現だったと思いますが、要はこのことに対する適用事例というかこの改正に伴う適用事案っていうのはありますか、どうですか。

石田総務課主幹 この改正してからの適用事案というものは具体的には出ておりません。（「現状ではね」と呼ぶ者あり）はい。

中島好人副委員長 要するに3月31日国が改正したことによって、4月1日からやるということであつたら、いわば臨時議会なり議会で審査するという事はないんで、

専決処分という方法を取らざるを得ないということなんですけども、このことが住民にとって有益なのか不利益なのかによって随分違ってくると思うんですね、専決処分ということについては。要するに執行の権限が強くなって、議会審査ということにはならないわけですから、ですからそういう意味ではこの案件が住民にとって具体的にはいい方向になるというふうにして理解していいのかどうか、その点ではどうなんでしょうか。

石田総務課主幹 具体的にいい、悪いというわけではなく、表現をより明確にして、この改正された内容がこの場合は適用されますというのを明確にしたということでございます。

河野朋子委員長 専決処分についての今質問ですよ。専決処分したことによってということでしょう。その辺りの説明は。

今本総務部長 今説明がありましたとおり、今までの表現がちょっと曖昧で分かりにくかったというところがございまして、市民のほうにとっても行政側にとってもこういう場合は適用になりますよというのを明確にしたということについては市民にとっても行政側にとっても非常に有利なことではないかと、メリットがあることではないかというふうに考えております。

河野朋子委員長 ほかに。（「なし」と呼ぶ者あり）では質疑を打ち切り、討論に入ります。討論は。（「なし」と呼ぶ者あり）討論なしということで、本議案について採決いたします。本議案について承認する方は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

河野朋子委員長 全員賛成ということで承認すべきものと決しました。続きまして3番目の承認第3号に移ります。山陽小野田市税条例等の一部改正に関する専決処分について担当課より説明をお願いいたします。

藤山税務課長 それでは税務課から、承認第3号の山陽小野田市税条例等の一部改正に関する専決処分について、概要を御説明いたします。今回の条例改正は、地方税法等の一部を改正する等の法律が本年3月31日に公布され、一部の規定を除き4月1日に施行されることに伴う所要の改正であり、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものであります。お手元に参考資料として「山陽小野田市税条例等の一部を改正する条例、山陽小野田市都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の概要」をお配りしておと思うんですが、よろしいでしょうか。それではこれに沿って御説明申し上げます。

専決処分日については28年4月1日であります。その内容につきましては、第1条関係では、第18条の2第1項は、改正行政不服審査法が平成28年4月1日に施行され、不服申立ての手續が審査請求に一元化されたことによる所要の改正であります。次に第56条及び第59条は、独立行政法人労働安全衛生総合研究所と独立行政法人労働者健康福祉機構の統合により、独立行政法人労働者健康安全機構が設立されたことを受けて、同機構の固定資産が固定資産税の非課税の範囲に含まれたことによります所要の改正であります。続きまして附則第10条の3は、固定資産税負担軽減措置の一つであります熱損失防止改修工事が行われた住宅に対する固定資産税の減額措置について、その要件である対象改修工事の費用の見直し、具体的には当該改修工事の費用に充てるために国又は地方公共団体から補助金等の交付を受ける場合には、当該改修工事に要した費用の額から当該補助金等の額を控除した額としたものですが、この要件の見直しが行われたことによります所要の改正であります。続きまして第2条関係は、平成27年改正附則第5条は、市たばこ税に関する経過措置に係る引用条項の整理でございます。以上、御審議のほどどうぞよろしく願いいたします。

河野朋子委員長 ありがとうございます。それでは質疑を受けます。質疑のある方はお願いいたします。

岡山明委員 私のほうから1ページですか、1ページ目の上の部分の改正前と改正後

の中で不服申立て、この災害にということで書かれている部分で、広範囲における災害その他のやむを得ない事情の場合にこういうちょっと不服申立てでという形があるんですけど、これ今までこういう不服の申立てがどのぐらいあったか分かればと思うんですが。(「件数のことですか」と呼ぶ者あり)件数がどれぐらい。例えば昨年なんですけど、昨年とかその水害が、厚狭の水害があったときにそういう事例があったかどうか、それちょっと確認したいんですけど。

藤山税務課長 厚狭の災害のときのこういった事例はございません。

岡山明委員 私今これ、あくまでも市長の判断でということがあるんでしょうけど、例えば災害が火災とかの、火災が4軒とか2軒、3軒、4軒広域な火災が発生した場合、そういう延長できるような明確な基準ベースの分がどこかにあるのかなと私は思ったんですけど、その辺は何かありますか。これは該当します、該当しませんという明確な基準というものは。

藤山税務課長 明確な期間というのはありません。ですから市長が決められることだというふうに思います。

岡山明委員 災害の大きさ、それによって延長するんですけどそれはあくまでも市長がこの災害に関してはちょっと延ばしましょうと。あくまでも市長の判断の下で基準が揺らぐといったらおかしいけど、基準が変わると、そういうことですかね。

藤山税務課長 今回の熊本の地震があったと思います。今回国のほうから国税のほうの取扱いについてこのような形でやるというのが示されたところです。本市についても今現まだ事務の途中でありますが、それと併せて期限の延長というのも今検討中でございます。

岡山明委員 今まではこの該当するような方はなかったと。山陽小野田市に関してもなかったということでいいですかね、解釈すると。

藤山税務課長 東日本大震災のときに期限の延長、納付期限の延長を行っているようでございます。ちょっと今手元に資料がございませんので、いついつまでというのはちょっとこの場では申し上げられません。

岡山明委員 最後にここが不服申立て、今までは。これが今回審査請求という形なんですけど、この違いはどういう形ですか、ちょっと言葉の表現が違うものですか。

藤山税務課長 今はございませんが、以前審査請求と異議申立てという言葉が二つあったと思います。審査請求については、処分庁以外に申請する不服申立ての制度で、異議申立てについては処分庁に対して手続する不服申立てのことで、実際問題、固定資産の賦課徴収については、処分庁が市でありまして、それが決定するわけございまして、市よりも上級庁というのがございませんので、結局異議申立ての形でいつも不服申立ては行われておりました。今回審査請求と異議申立てを一本化して審査請求というふうに分かりやすい制度に変わりましたので、それに応じて所要の改正を行ったということでございます。

笹木慶之委員 今日配布された提案説明の中の2ページの下から3行目で今回の改正は地方税法等の一部を改正する「等」の法律がうんぬんと書いてあります。この改正する「等」とは何ですか。

藤山税務課長 済みません。これを作るときに総務省のホームページから法律の名前を見て正確に記したところなんですけど、「等」についてちょっと確認をしておりません。今ちょっと御説明するものがございません。申し訳ありません。

笹木慶之委員 この「等」ちょっと要らんような気がするんですが、それはそれとして、もう1点は第2条関係のたばこのことが出てますが、新旧条文対照表を読んでも、元が分からんから全く意味が分からない。早く言えば経過措置に係る引用条項の適用、具体的に何ですか。

藤山税務課長 済みません。新旧対照表で説明させていただきたいと思うんですが、5

ページになりますかね、よろしいでしょうか。右が改正前で左が改正後ということで、例えばその表の中の一番右のほうですね、第1条の規定によるということにアンダーラインが引いてあると思うんですが、左のほうは第1条の規定っていうのが消されています。よくよく見ると、改正する省令第38号関係について第1条という文言がなかったんで、それを改めたということでもあります。それとあと様式第34号の2様式というのがありますが、これについても実際問題施行規則第34号の2様式なんでございますが、その言葉が抜けておったということでこれを付け加えたということでもあります。あとそのほかも大体同じような感じでなっています。

笹木慶之委員 そうすると今までの法律の表現が不備であったということですか。

藤山税務課長 いいように言えば分かりやすくということでございますが、これを結果的に見ると不備があったのかなというところでもあります。

笹木慶之委員 不備そのものですね、これ。そのための改正ですね。内容は全く変更ないですけどね、内容読み取れませんから。

藤山税務課長 変更はございません。

中島好人副委員長 附則の第10条の3ですけども、要するに固定資産税減額措置その対象の改修工事の費用の見直しですね、括弧してちょっと具体的に書いてあるんですけども、要するに当該補助金等の額を控除した額ということで、今までとの関係で控除されてなかったのか、また具体的にこの辺のちょっと具体的な例みたいなものを出してもうちょっと詳しく説明してもらうたら。

藤山税務課長 この改正については単純に自己負担額が50万円以上になったということで、今までは例えばうちで言えば住宅リフォームとか補助金があると思います。建築課が所管のですね。補助金をもらってたととしても、それを控除しなかったのがこれからは控除するという形に変わったということになるろうかと思えます。

中島好人副委員長 控除ってということは住民にとっては有利にというか出す額が減額されるというふうになるわけですね。

藤山税務課長 申請者からすれば不利になったのかなと思います。例えば改修費用が52万円だったとしましょう。リフォーム補助金が4万円もらっていたとしたら52万から4万引くと48万ということで、今回先ほど冒頭申しあげました自己負担額、自腹の金額が50万以上の要件に改めたものでございますから、例えば今の例でいえば住宅リフォーム補助金が4万円もらっていればもらえないという形になります。もらえないというか、課税標準の特例の適用がなくなるということであり
ます。

河野朋子委員長 ほかに質疑は。「なし」と呼ぶ者あり)では質疑を打ち切り、討論はありますか。

中島好人副委員長 こうした先ほども言ったように議会の審査なしに3月31日に国で決めて、いきなり4月1日に市で条例を改正しなければいけない。議会は開かれないという手法もおかしいし、それが住民にとって、不利益な状況をそういう形で進められるということは、私はそういう方向については承認できません。

河野朋子委員長 ほかに討論は。「なし」と呼ぶ者あり)では討論を打ち切り、採決いたします。本議案について承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

河野朋子委員長 賛成多数で本議案は承認すべきものと決しました。続きまして4件目、承認第4号山陽小野田市都市計画税条例の一部改正に関する専決処分について説明をお願いいたします。

藤山税務課長 では引き続きまして承認第4号の山陽小野田市都市計画税条例の一

部改正に関する専決処分について概要を御説明いたします。今回の条例改正は、地方税法等の一部を改正する等の法律が本年3月31日に公布され、4月1日に施行されることに伴う所要の改正であり、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものであります。引き続きまして、先ほどの資料に沿って御説明申し上げます。専決処分日については、山陽小野田市税条例等の一部を改正する条例と同様に平成28年4月1日であります。その内容につきましては、第2条第2項は、景観法の規定により指定を受けた景観重要建造物のうち、世界遺産一覧表に記載された一定の固定資産税等の課税標準の特例措置の新設等、法律改正による項ずれに伴う所要の改正であります。附則第4項から第9項も法律改正による項ずれに伴う所要の改正であります。続きまして附則第13項は、農地中間管理機構が平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に農地中間管理権を取得し、その存続期間が10年以上である一定の農地について、都市計画税の課税標準を3年度間、その期間が15年以上である一定の農地にあつては5年度間はその価格の2分の1とする措置を講じたこと等による所要の改正であります。以上、御審議のほどどうぞよろしくお願いいたします。

河野朋子委員長 それでは質疑を受けます。質問はありませんか。

中島好人副委員長 同等に都市計画税の課税標準の特例措置の新設ということなんですけども、その新設ということについては住民にとっては有利な特例措置なのかどうか、その辺はどうなんでしょうか。

藤山税務課長 課税標準の特例というのは、やっぱり納税者、市民の方にとっては有利なことでありますが、今回新設が行われたものについては直接本市には関連するものはございません。

河野朋子委員長 よろしいですか、ほかには。「なし」と呼ぶ者あり)では質疑を打ち切り、討論はないですか。「なし」と呼ぶ者あり)討論なしということで本議案を

承認すべきことに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

河野朋子委員長 全員賛成で本議案は承認すべきものと決しました。お疲れさまです。

以上で総務文教常任委員会を閉会いたします。

午後1時40分閉会

平成28年(2016年)5月24日

総務文教常任委員会委員長 河野朋子